


# 【フラット35】取扱金融機関一覧

山口県内で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
みずほ銀行	0120-324286(11#)	日本住宅ローン	03-5802-5050
三井住友銀行	0120-325-023	東京クレジットサービス	03-5226-3681
三井住友信託銀行	http://www.smb.jp/personal/loan/house/special/flat35.html	アルヒ (IBSBIモーゲージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/(下関店) 083-256-0088
楽天銀行	0120-456-225	旭化成ホームファイナシャル	0120-860-453
住信SBIネット銀行	0120-433-151又は03-6737-9173	全宅住宅ローン	082-545-2721
広島銀行	0120-293-801	ファミリーライフサービス	0120-027-035
山口銀行	http://www.yamaguchibank.co.jp/personal/convenience/loan/	あいおいニッセイ同和損害保険	03-5789-7112
もみじ銀行	0120-808-077	財形住宅金融	http://www.zaijokin.co.jp/
西京銀行	0834-34-9384	優良住宅ローン	082-258-2778
西中国信用金庫	083-228-2165	ジェイ・モーゲージバンク	0120-035-235
東山口信用金庫	0835-23-0330	オリックス・クレジット	0120-2662-35
中国労働金庫	0120-86-3760	トヨタファイナンス	052-527-7411
スルガ銀行	0120-50-8689又は0120-70-8655	日本モーゲージサービス	0570-035-460
伊予銀行	0120-14-2414	シャープファイナンス	06-4964-6561
福岡銀行	0120-788-324	LIXILホームファイナンス	0120-175-553
親和銀行	092-884-1748	ハウス・デポ・パートナーズ	03-3517-1100
北九州銀行	093-513-5200	クレディセゾン	0120-235-551
		一条住宅ローン	0120-516-171
		ミサワファイナシャルサービス	03-6316-3662
		ヤマダファイナンスサービス	027-345-8023

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

<b>【フラット35】のお問い合わせ先</b> 住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ <b>082-221-8654</b>	<b>下関市の補助金のお問い合わせ先</b> 下関市 総合政策部 企画課 <b>083-231-1911</b>
 <b>住宅金融支援機構</b> Japan Housing Finance Agency <フラット35サイト> <b>www.flat35.com</b>	<b>お客さまコールセンター</b> <b>0120-0860-35</b> (通話無料) 営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。) ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。 <b>048-615-0420</b> (通話料金がかります。)

(平成30年4月25日現在)

# 下関市と住宅金融支援機構が連携

平成30年5月1日  
受付開始

# 【フラット35】地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
<b>当初5年間</b>	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

【フラット35】地域活性化型とは、地域活性化のために下関市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する下関市による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



## 【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

<b>【フラット35】S(金利Aプラン)</b> との併用で、	当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
<b>【フラット35】S(金利Bプラン)</b> との併用で、	当初5年間 年▲0.5%

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約110万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.35%(平成30年4月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】地域活性化型および【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、下関市の補助金交付が終了した場合も受付を終了します。詳細は下関市にお問い合わせください。


(注2) 【フラット35】地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、住宅金融支援機構中国支店地域営業グループ(TEL.082-221-8654)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

## ご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、下関市から、「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるには、  
下関市の補助金（下関市移住者新築住宅購入支援事業）の交付対象で、  
かつ、次の要件をすべて満たす必要があります。 

- 助成金の対象者申請時点で、次のいずれかに該当すること
  - ア 3年以上継続して下関市外に居住している方
  - イ 下関市に転入して1年以内で、かつ転入前に下関市外に3年以上居住していた方
- 登録事業者が施工又は販売する住宅であること

## 下関市の補助金（下関市移住者新築住宅購入支援事業）の概要

下関市では、新たに市内に移住する方が市内の土地に自らが居住する**新築住宅を登録事業者から購入・建築し**定住されると、住宅の購入・建築費用を官民が折半で**最大150万円相当の支援**を行うものです。 ※件数に限りがあります。

### ◆補助対象者

次の3つの条件を全て満たしている方

- ① 下関市内に自らが居住する新築住宅を登録事業者\*から購入・建築しようとする方 ※売買契約前に限る。
- ② 下関市外に3年以上継続して居住し、下関市内に移住しようとする方。又は下関市に転入して1年以内であり、かつ転入前に市外に3年以上居住していた方。（同一世帯員も対象）
- ③ 暴力団員でないこと（同一世帯員も対象）

\*登録事業者とは、下関市内に本店、支店等を有し、下関市と本事業に係る協定を締結した者

### ◆助成金額

下関市：移住者の世帯の人数により算定した額。

1世帯30万円、ただし、15歳以下の子どもが1人いる場合は1世帯60万円  
以降1人増えるごとに20万円を加算。

※1世帯あたり最大100万円とし、居住開始後に助成金を交付します。

登録業者：下関市と同額の優遇措置を行う。

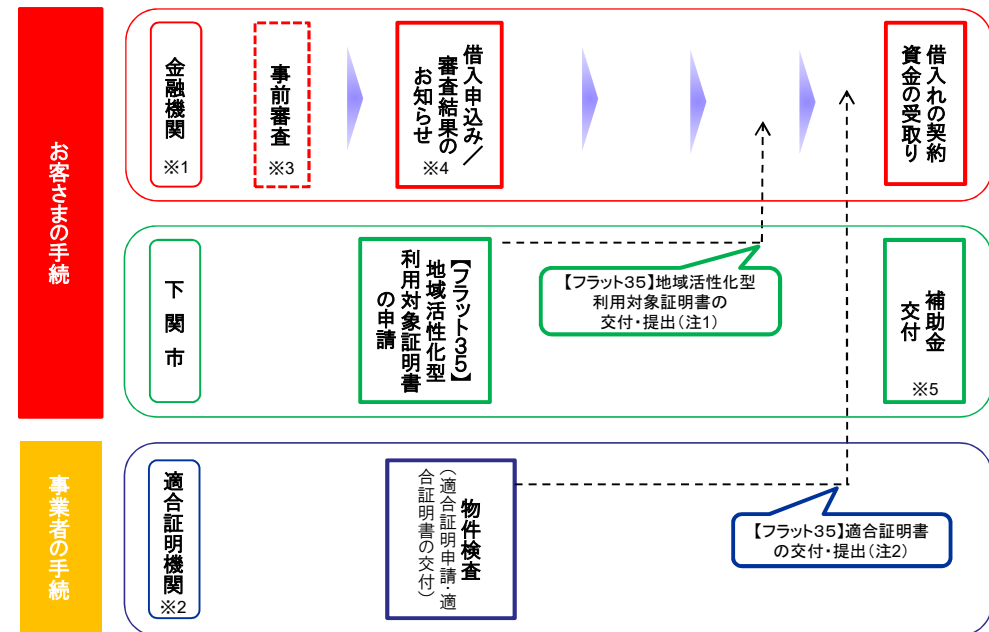
※現金支給、値引き、付属品支給等を住宅購入時に支援します。（最高50万円）

### ◆補助対象住宅

- ① 登録された住宅事業者が下関市内に施工した住宅、または販売する住宅。
- ② 新築住宅であること。 ※中古住宅は不可。
- ③ 戸建て住宅は、住宅面積が75㎡以上。マンションは、住戸専用面積が55㎡以上。

※詳細は、下関市ホームページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>) をご確認ください。

## 利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、下関市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 補助金交付は、下関市の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢より借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】地域活性化型および【フラット35】SIは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。